

JIS

サービスロボットー用語

JIS B 0187 : 2005

(JARA/JSA)

平成 17 年 5 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 産業オートメーション技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	古川 勇二	東京農工大学
(委員)	荒井 栄司	大阪大学
	井上 和	株式会社富士通九州システムエンジニアリング
	上野 滋	財団法人機械振興協会
	川島 重雄	富士電機株式会社
	神田 雄一	東洋大学
	木村 文彦	東京大学
	早乙女 康典	群馬大学
	坂本 千秋	社団法人日本工作機械工業会
	谷 和男	岐阜大学
	堤 正臣	東京農工大学
	長江 昭充	ヤマザキマザック株式会社
	中野 宣政	三菱電機メカトロニクスソフトウェア株式会社
	日比 均	株式会社デンソーウェーブ
	福田 好朗	法政大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.5.20

官 報 公 示：平成 17.5.20

原 案 作 成 者：社団法人日本ロボット工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-2919)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：産業オートメーション技術専門委員会 (委員長 古川 勇二)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電気標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本ロボット工業会(JARA)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS B 0187 には、次に示す附属書がある。

附属書 (参考) サービスロボットの事例

目 次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 用語の分類	1
4. 用語及び定義	1
附属書（参考）サービスロボットの事例	8
解 説	10
索 引	13

サービスロボット—用語

Service robot—Vocabulary

1. **適用範囲** この規格は、サービスロボットに関して用いる主な用語及び定義について規定する。
2. **引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発効年を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。

JIS B 0134:1998 産業用マニピュレーティングロボット—用語

JIS B 0185:2002 知能ロボット—用語

3. **用語の分類** サービスロボットに関して用いる用語の分類は、次による。

- a) 一般
- b) 分類
- 1) 形態
 - 2) 用途
- c) 要素技術
- 1) ヒューマンインタフェース
 - 2) 環境センシング
 - 3) 操縦技術
 - 4) アクチュエータ素材
 - 5) 性能・評価
 - 6) 知能
 - 7) 安全・信頼
 - 8) 制御

4. **用語及び定義** この規格で用いる用語の定義は、次による。また、すべての用語について参考として対応英語を示す。

備考 用語に括弧を付けてあるものは、類似の意味をもち、二つの用語があることを示す。

- a) 一般

番号	用語	定義	対応英語 (参考)
1100	サービスロボット	人間にサービスするロボット。	service robot
1200	人間共存形ロボット	人間と動作空間とが交わるロボット。	human-symbiotic robot

- b) 分類

- 1) 形態